

障害福祉サービス事業〔生活介護〕 重要事項の概要

1. 事業所名 CHI AK I ほおずき姫路辻井
2. 事業所番号 2 8 1 4 0 0 0 8 6 1
3. 事業所所在地 兵庫県姫路市辻井1丁目2番32号
4. 指定（更新）年月日 平成31年4月1日
5. 電話番号 0 7 9 - 2 9 4 - 9 5 6 6
6. 種類・利用時間・定員 生活介護（身体）・6時間・20名（1日あたり）
7. サービスを提供する通常地域 姫路市（安富町・林田町・家島町除く）

8. 営業日及び営業時間

営業日	月、火、木、金、土曜日（祝祭日も営業）
サービス提供時間	午前10時00分～午後4時00分
営業（受付）時間	午前8時30分～午後5時00分
休業日	水・日曜日、12月31日、1月1日～1月3日

9. 管理者名 山下 美香

10. 事業所の基本職員体制

職種	勤務の内容	勤務形態
管理者	従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共生型通所介護事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。	1名 常勤（サービス管理責任者を兼務）
医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。	1名 非常勤
サービス管理責任者	利用者の課題分析及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画を作成し評価を通じて利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。	1名 常勤（管理者を兼務）
看護職員	利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行います。	2名 以上（機能訓練指導員を兼務）
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。	1名 以上
生活支援員	共生型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話、介護及び機能訓練を行います。	1名 以上
調理員	ご利用者の昼食等の調理	1名

11. サービスの特徴

- (1)障害福祉サービス〔生活介護〕事業所「CHIAKI ほおずき姫路辻井」は、身体障害者の方を主たる対象者とした障害福祉サービスです。事業所の運営にあつては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に、利用者の立場にたったサービスの提供を心がけます。
- (2)CHIAKI ほおずき姫路辻井では「ゆったりとした自由な時間」「穏やかで安らぐ時間」「自分らしさをもてる場」・・・と、そんな環境づくりとサービスを心掛けます。
- (3)利用者の日常生活の延長の場と考え、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的にを行います。

12. 利用についての留意事項

- (1)施設入所支援等を受ける方のうち、障害支援区分4（50歳以上の方にあつては、区分3）以上に該当することが必要です。
- (2)施設入所支援等を受ける方以外の方のうち、障害支援区分3（50歳以上の方にあつては、区分2）以上に該当することが必要です。

13. サービスについての苦情

- (1)苦情の窓口（受付時間 9：00～17：00）

窓口担当者	中山 良浩	079-294-9566
-------	-------	--------------

- (2)その他の苦情窓口

姫路市役所 保健福祉推進室	079-221-2490
姫路市役所 障害福祉課	079-221-2454
兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	078-242-6868

14. 利用料金

(1) 生活介護（1日あたり／1割負担金で表示）

基本料金	3時間未満	障害支援区分6	障害支援区分5	障害支援区分4	障害支援区分3	障害支援区分2以下	
		527円	393円	292円	244円	222円	
		3時間以上4時間未満	658円	492円	341円	306円	278円
		4時間以上5時間未満	788円	589円	409円	365円	333円
		5時間以上6時間未満	921円	689円	478円	427円	388円
		6時間以上7時間未満	1,281円	958円	664円	594円	542円
		7時間以上8時間未満	1,315円	984円	681円	609円	555円
		8時間以上9時間未満	1,378円	1,046円	744円	672円	618円
		人員配置体制加算	(I) 1.5:1				327円
			(II) 1.7:1				270円
(III) 2:1				185円			
(IV) 2.5:1				52円			
○ 福祉専門職員配置等加算	(I)				16円		
	(II)				11円		
	(III)				7円		
○ 常勤看護職員等配置加算	20名以下				29円		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	I				52円		
	II				42円		
○ 初期加算（ご利用開始から30日間）					31円		
訪問支援加算（月2回を限度）	(1) 1時間未満				191円		
	(2) 1時間以上				285円		
○ 欠席時対応加算（月に4回を限度）					96円		
重度障害者支援加算	I				51円		
	II				367円		
	III				184円		
リハビリテーション加算	(I)				49円		
	(II)				21円		
○ 利用者負担上限額管理加算（1月あたり）					153円		
○ 食事提供体制加算 （所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者に該当する方は16万円未満）並びに低所得者に該当する方）					31円		
緊急時受入加算					102円		

延長支援加算	9時間以上10時間未満	102円
	10時間以上11時間未満	204円
	11時間以上12時間未満	306円
	12時間以上13時間未満	408円
○ 送迎加算	(I) 片道につき	22円
	(II) 片道につき	11円
	一定の要件で上乗せ	28円
○ 障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算	(I) 初日から5日目まで	509円
	(II) 6日目から15日目まで	255円
就労移行支援体制加算	20人以下	43円
○ 入浴支援加算		82円
喀痰吸引等実施加算		31円
○ 栄養スクリーニング加算		5円
栄養改善加算		204円
集中的支援加算	月4回まで	1,018円
○ 福祉・介護職員等処遇改善加算（I）	利用合計額に8.1%相当	
福祉・介護職員等処遇改善加算（II）	利用合計額に8.0%相当	
福祉・介護職員等処遇改善加算（III）	利用合計額に6.7%相当	
福祉・介護職員等処遇改善加算（IV）	利用合計額に5.5%相当	

※上記の料金は、姫路市（ただし、家島町、夢前町、香寺町、安富町を除く。）の1日あたりの生活介護の1割負担金を表示しています（利用者負担上限額管理加算を除く）。利用される障害福祉サービスの合計とは計算方法により異なります。

※姫路市（家島町、夢前町、香寺町、安富町のみ。）の、1日あたりの生活介護の1割負担金は、別途障害者総合支援法の定める基準によるものとします。

(2) 実費負担

食費	1日あたり 650円
	1日あたり 400円（所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者に該当する方は16万円未満）並びに低所得者に該当する方）
創作的活動に係る材料費	実費（創作的活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。）（材料費が必要な場合は事前にお知らせします。）
日常生活上必要となる諸経費	実費（利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。） ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費
入浴に係る費用	入浴サービスをご利用の方のみ徴収。1回あたり300円。
送迎費用	通常の事業の実施地域を超えたところから利用者宅まで、1kmあたり30円（有料道路通行料は別途とします。）

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
-------	--